

かじかやめだかたちと 共生できる肱川をめざして

～肱川清流保全条例のあらまし～



田処の清流





美しい肱川を守るために

清らかな肱川の流れば古くから人々の生活と結びつき、
人は多くの恩恵を授かってきました。

しかし近年、社会経済の発展と生活環境の変化に伴い、肱川の美しい清流が失われつつあります。

21世紀は水の世紀とも言われていますが、
美しく豊かな肱川を次代に引き継ぐことは、今を生きる私たちの大切な責務です。

肱川がいつまでも多様な生物の宝庫であり、
人々に潤いをもたらす川であり続けるために、

私たちは協力して肱川を守り、
自然と共生できる豊かな環境を残していかなばなりません。
私たちの清らかな清流を取り戻すために目指すべき目標を掲げました。

「かじかやめだかたちと共生できる肱川をめざして」

1

水深3～5メートルくらいであれば川底までよく見える透明度のある川


2

あゆ、かじか(よしのぼり)、めだかなどの動植物が豊富に生息している川

3

美しい景観が保たれ、住民の生活環境と調和している川

私たちの大切な恵みの川、肱川。
この肱川と共に暮らし豊かな潤いのある生活がつけられるように、力を合わせて守りましょう。



人と自然が共生する 豊かな肱川を守ろう

未来の子供たちのために

用語の定義

河川とは

河川法規定により指定された肱川本流、支流と、これらに接続されている公の用水路をいう。

生活排水とは

市民生活において排出される炊事、洗濯、入浴等の排水をいう。

事業所排水とは

工場及び事業所の事業活動において排出される水をいう。

浄化装置

生活排水の浄化に効果のある、規則で定められた装置等をいう。

市の責務と役割

水の恵みをもたらしてきた美しい肱川を守るため、市は、市民及び事業者に協力を求め、啓発していかねばなりません。市は、市民、事業者の意識の高揚と知識の普及に努め、必要な処置を実施し、河川の浄化を推進してまいります。

- 河川の浄化等を図る総合的な施策の実施に努めます。(第4条)
- 広報活動、教育活動を通じて、意識の高揚、知識の普及に努めます。(第8条)
- 肱川清流保全基本方針を定めます。(第9条)
- 河川の浄化を図るため、市民、事業者に対し、指導、助言を行います。(第16条)
- 肱川清流保全審議会の設置(第17条)
- 肱川美化協力員の設置(第18条)
- 河川浄化等のために必要な事項の報告を求め、調査を行うことがあります。(第19条)
- 条例の施行に必要な事項を規則で定めています。(第20条)



市民の責務

豊かな水の流れる肱川は、密接に私たちの生活と結びついています。河川の浄化に努めることは、生活環境を豊かにし、潤いをもたらします。清らかな肱川の水を守るために、私たちに出来る生活排水の浄化から努力していきましょう。

- 生活排水の浄化に努め、市の施策に協力しましょう。(第5条)
- 廃棄物投棄の禁止(第10条)
- 浄化装置を設置して、生活排水の浄化に努めましょう。(第11条)
- 洗剤の適量使用に努めましょう。(第12条)

台所でひと工夫

流し台には、ろ紙袋をかぶせた三角コーナーや目の細かい網などを備え、調理くずや食べ残しを流さないようにしましょう。



野菜くずや食べ残しは堆肥化するか、もやすごみで出して下さい。電気式生ごみ処理機補助制度もご利用下さい。



事業者の責務

肱川の水の恵みは、農業、工場用水に多く利用され、生活に豊かな潤いをもたらしてきました。この肱川を守り美しい河川を維持していくことは、私たちの大切な責務です。肱川が全ての命にとって、恵みの川であるよう、河川の浄化に努めましょう。

- 事業所排水の浄化に努め、市の施策に協力しましょう。(第6条)
- 化学肥料、農薬等の適正使用に努めましょう。(第13条)
- 家畜のふん尿の適正処理に努めましょう。(第14条)
- 事業所排水は、規定の排水目標値に適合するよう努めなければならない。(第15条)



市と市民及び事業者の協力

肱川を守るためには、市、市民及び事業者すべての人の協力がなくては出来ません。人々が肱川を身近に感じ、「みんなで肱川を守る」意識を高めていくことが大切です。自然環境を共に守り、潤いある生活を送りましょう。

- 市、市民及び事業者は連携、協力して河川の浄化に努めましょう。また、市が国や県、その他地方公共団体に協力を要請する場合もあります。(第7条)



天ぷら油は流さない

使えなくなった天ぷら油などは、流しに流さず、回収するか、新聞紙などに吸い込ませてみやすごみとして出しましょう。



生活排水に
気をつけよう!



汚れはふきとる

汚れのひどい食器や鍋などは、古布や紙でふきとってから洗いましょう。使った古布や紙はみやすごみとして出しましょう。

ポイ捨ては
やめよう!

不正投棄防止

清流を損なっているものに、投棄された空缶、ごみ等があります。ポイ捨てや不法投棄は絶対にしないようにしましょう。



- ※ 浄化槽の定期点検を受け、適正管理に努めましょう。
- ※ 公共下水道、農業集落排水処理施設整備地区は、早期接続に努めましょう。

肱川清流保全条例 (平成13年6月29日施行)

(基本理念)

第1条 肱川は、人々に無限の恵みを与え、固有の風土と文化を育みながら生活に潤いと調和をもたらしてきた。しかしながら、社会経済の発展と生活環境の変化に伴い、肱川の清流が失われつつある。市民の共有財産である美しく豊かな肱川を保全し、次代へ引き継いでいくことは、現在に生きる私たちの責務である。そのため、目指すべき清流を次のように定め、その総称を「かじかやめだかたちと共生できる肱川をめざして」とし、最善の努力を積み重ねるものとする。

- (1) 水深3メートルから5メートルくらいまでであれば、川底までよく見える川
- (2) あゆ、かじか(よしのぼり)、めだかなどの動植物が豊富に生息している川
- (3) 美しい景観が保たれ、住民の生活環境と調和している川

(目的)

第2条 この条例は、美しく豊かな肱川を保全するため、市、市民及び事業者のそれぞれの責務を明らかにするとともに、河川の浄化と河川環境の保全(以下「河川の浄化等」という。)を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 河川 河川法(昭和39年法律第167号)第4条第1項の規定により指定された肱川本流及び支流並びにこれらに接続し、公の用に供される水路(高度な処理能力を有する終末処理施設に接続する水路を除く。)をいう。
- (2) 生活排水 市民生活において日常排出される炊事、洗濯、入浴等の排水をいう。
- (3) 事業所排水 工場及び事業所の事業活動において排出される水をいう。
- (4) 浄化装置 生活排水の浄化に効果のある装置等で規則で定めるものをいう。

(市の責務)

第4条 市は、河川の浄化等を図る総合的な施策の実施に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、生活排水の浄化に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業所排水の浄化に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(連携及び協力)

第7条 市、市民及び事業者は、河川の浄化等を図るため、相互に連携し、かつ、協力しなければならない。
2 市は、必要がある場合は、国、県及びその他関係地方公共団体に対し、協力を要請するものとする。

(広報活動等)

第8条 市は、河川の浄化等について、市民及び事業者の理解と協力が得られるよう広報活動、教育活動を通じて、

意識の高揚及び知識の普及に努めなければならない。

(基本方針)

第9条 市は、第1条に定める基本理念を達成するため、肱川清流保全基本方針を定めるものとする。

(投棄の禁止)

第10条 何人もみだりに廃棄物を河川に捨ててはならない。

(生活排水の浄化)

第11条 市民は、浄化装置を設置して生活排水の浄化に努めなければならない。

(洗剤の適量使用)

第12条 洗剤を使用する者は、その適量使用に努めなければならない。

(化学肥料等の適正使用)

第13条 化学肥料又は農薬を使用する者は、これらを適正に使用し、河川の水質を汚濁しないよう努めなければならない。

(家畜のふん尿の適正処理)

第14条 家畜を飼育する者は、処理施設の設置等により家畜のふん尿の適正な処理に努めなければならない。

(事業所排水の浄化)

第15条 事業者は、事業所排水を河川に排出しようとするときは、規則で定める排水目標値に適合するよう努めなければならない。

(指導及び助言)

第16条 市は、河川の浄化等を図るため、市民及び事業者に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

(審議会の設置)

第17条 市に河川の浄化等に関する重要事項を審議するため、肱川清流保全審議会を置く。

(河川美化協力員の設置)

第18条 市に河川の浄化等を推進するため、河川美化協力員を置く。

(報告及び調査)

第19条 市は、河川の浄化等のために必要があると認めるときは、関係者の協力を得て排水の状況その他必要な事項について報告を求め、又は職員に調査させることができる。

2 調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

肱川清流保全条例施行規則 (平成13年6月29日施行)

(趣旨)

第1条 この規則は、肱川清流保全条例(平成13年大洲市条例第25号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(浄化に効果のある装置)

第2条 条例第3条第4号の浄化に効果のある装置等とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 合併処理浄化槽
- (2) 水切り袋
- (3) 前各号に掲げるもののほか、水質浄化に市長が特に効果があると認める汚水処理装置又は器具

(事業所排水の排水目標値)

第3条 条例第15条に基づく事業所排水の排水目標値は、次表に掲げるとおりとする。

項目	水素イオン濃度(PH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)
全業種	5.8～8.6	160mg/リットル (日間平均120mg/リットル)	200mg/リットル (日間平均150mg/リットル)

備考1 この表でいう「全業種」とは、工場・事業所等の事業活動を行うすべての業種をいう。
2 検定方法は、排水基準を定める総理府令(昭和46年総理府令第35号)第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法による。

(審議会の委員)

第4条 条例第17条に規定する肱川清流保全審議会(以下「審議会」という。)の委員は、河川の浄化及び河川環境の保全に関して識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 審議会は、委員15人以内で組織する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に招集する審議会は、市長が招集する。

2 審議会の会議は、会長が議長となる。

(河川美化協力員)

第8条 条例第18条に基づき設置する河川美化協力員(以下「協力員」という。)は、河川の浄化等に理解があり、その任務に必要な熱意を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 協力員の人数は、15人以内とする。

(協力員の任期)

第9条 協力員の任期は、2年とし、再任することができる。

(協力員の任務)

第10条 協力員は、次に掲げる任務を行う。

- (1) 地域の河川環境の美化に協力するとともに、水質及び環境状況に異常があるときは、市長に報告すること。
- (2) 河川の浄化及び河川環境の保全に関して市長に提言すること。
- (3) 河川の浄化及び河川環境の保全に関する啓発のため、市長が行う広報、教育活動に協力すること。

(証明書)

第11条 条例第19条第2項に規定する証明書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

(庶務)

第12条 審議会及び河川美化協力員に関する庶務は、保険環境課において行う。

(その他)

第13条 この規則で定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

肱川の紹介

- 1.流域市町村 / 大洲市・宇和町・野村町・城川町・河辺村・小田町・広田村・中山町・内子町・五十崎町・肱川町・長浜町・(双海町の一部・砥部町の一部)(1市11町2村)
- 2.流域面積 / 1,210km²(全国で55番目・四国で4番目)
- 3.支流数 / 474河川(全国で5番目・四国で1番目)
- 4.幹線流路延長 / 103km(全国で48番目・四国で4番目)
- 5.流域内人口 / 約146,800人(一部の2町除く)



大洲市保険環境課

〒795-8601 大洲市大洲690-1 TEL(0893)24-2111 FAX(0893)23-4526
E-mail: hokenkankyoka@city.ozu.ehime.jp